

4

行政庁への届出

〇〇県知事の許可・免許を受けている場合は、〇〇県に届出手続きをして下さい。国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、〇〇地方整備局に届出手続きをしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

業者種類	届出先	対象	届出方法	連絡先・問合せ先	備考
建設業者 (〇〇県知事許可)	〇〇局〇〇課	〇〇市、〇〇町・・・	郵送		郵送の送付先は・・・まで
宅地建物取引業者 (〇〇県知事免許)					

建設業者(国土交通大臣許可)の場合、届出先は〇〇地方整備局(電話:000-000-0000)となります。
宅地建物取引業者(国土交通大臣免許)の場合、届出先は〇〇地方整備局(電話:000-000-0000)となります。

5

届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続きは毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行う必要があります。期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※休日の場合は翌営業日

作成・問い合わせ先

〇国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課
(電話)03-5253-8111(代表)
URL: <http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックス内[特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー]をご覧ください。)
〇都道府県連絡先・・・

新築住宅を供給する事業者の方への大切なお知らせ

住宅瑕疵担保履行法 ~特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律~

基準日における届出手続き

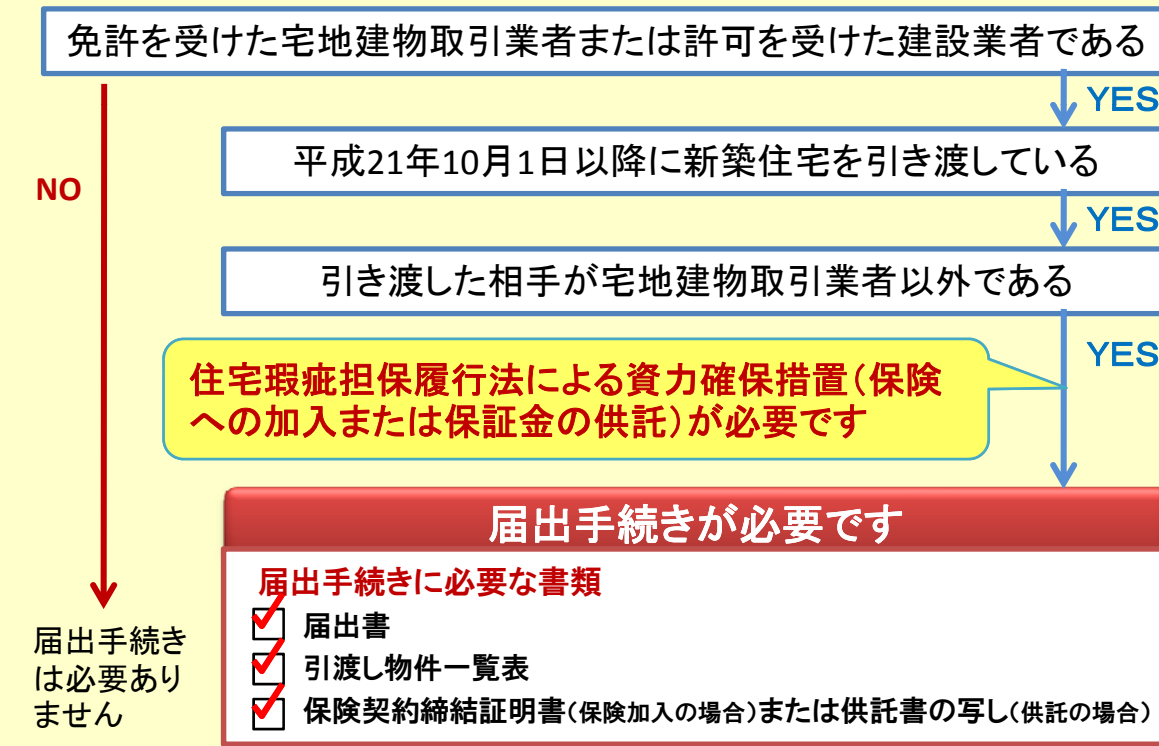
〇〇県版

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出手続きを行うことが必要となります。**

人形に看板を持たせ、看板内に下記内容を記載

住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置は、保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

住宅瑕疵担保履行法の流れについて



パンフレット中面を「買」ください

